

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書

令和2年6月23日

住 所 青森県青森市長島1-1-1
事業者名 青森県
代表者名（役職名及び氏名）
青森県知事 三村 申吾

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設の整備に関する事項

青い森鉄道線において、1日の平均利用者数3,000人以上で段差解消等の移動等円滑化を実施していない駅が2019年度末時点で1駅ある。

この移動等円滑化を実施していない駅について、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」で目標としている2020年度までに移動等円滑化を実施する。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

段差解消等の移動等円滑化が実施されていない駅については、事前に連絡をいただくことにより駅係員が乗降を補助する対応を適切に行うものとし、このことについて周知を図るほか、駅係員の研修等により対応の向上を図る。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
青森駅	青い森鉄道線に係る1、2番線ホームと乗換跨線橋を結ぶエレベーターを設置する。(～2020年度)

- ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降補助の実施	段差解消等の移動等円滑化が実施されていない駅について、事前に連絡をいただくことにより駅係員が乗降を補助する対応を適切に行う。(2020年度)

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降補助の周知	段差解消等の移動等円滑化が実施されていない駅における事前連絡による駅係員の乗降補助の対応について、ホームページへの掲示等により周知を図る。(2020年度)

- ④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
研修等の実施	段差解消等の移動等円滑化が実施されていない駅における事前連絡による駅係員の乗降補助について、駅係員の研修等により対応の向上を図る。(2020年度)

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

青森駅でのエレベーターの設置等に係る工事期間中は、J R 東日本と連絡を密に行い、障がい者等に対する対応を適切に行う。(～2020年度)
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。